

徳島県告示第六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和五年十二月二十二日徳島県議会の議決を経た令和五年度徳島県一般会計補正予算（第六号及び第七号）及び令和五年度徳島県流域下水道事業会計補正予算（第一号）の要領を次とおり公表する。

令和六年一月三十日

徳島県知事 後藤田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）